

病気やケガで入院した時に…

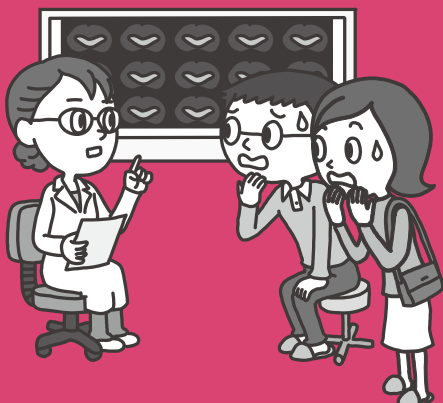
# 医療補償

団体割引 **15%** 適用

**NEW!**

**「がん」の診断確定に関する  
規定が明確化されました。**

記載のないタイプの保険料等詳細は  
P17をご確認ください。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については後記「補償の概要等」をご覧ください。

## 医療補償の概要

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

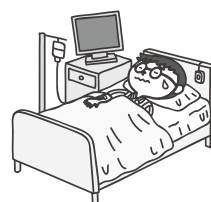
## 医療補償のPOINT

### ●入院1日目からしっかり補償!

1回の入院<sup>(※1)</sup>について120日を限度に1日目から入院保険金を補償します。

(※1)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

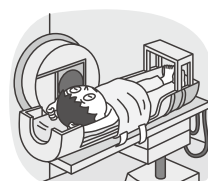
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院



### ●総合先進医療保険金

病気やケガで先進医療<sup>(※2)</sup>を受けたときに、保険金をお支払いします。

※総合先進医療特約セットタイプの場合  
(※2)対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



### ●総合先進医療一時金

総合先進医療基本保険金を支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

※総合先進医療特約セットタイプの場合

### ●医師の診査は不要

健康状態の告知のみでご加入できます。  
(ただし、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。)



### ●病気だけでなくケガの入院・手術も補償!

ケガで入院・手術したときも、補償します。

## 健康状態告知事項

「いいえ」の場合  
お申し込みいただけます。

質問1	告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。	いいえ
質問2	告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/>

## お支払いする保険金・保険金額

		男性・女性共通		女性のみ
		MM2タイプ	MM3タイプ	MW2タイプ
疾病・傷害 入院保険金	病気やケガで入院されたとき 入院初日から1日につき (1回の入院 <sup>(※1)</sup> あたり支払限度日数120日)	10,000円		
疾病・傷害 手術保険金 <sup>(※2)</sup>	病気やケガで手術されたとき	手術1回につき入院保険金日額の 重大手術以外で入院中以外の手術は <b>5倍</b> ・重大手術以外で入院中の手術は <b>10倍</b> ・重大手術 <sup>(※3)</sup> は <b>40倍</b>		
放射線治療保険金 <sup>(※4)</sup>	病気やケガで放射線治療を受けた場合	10万円		
三大疾病・ 重度傷害一時金	がんと診断確定された場合、または 急性心筋梗塞・脳卒中もしくは脳挫傷・ 脊髄損傷・内臓損傷で入院した場合	25万円		
総合先進医療 基本保険金	病気やケガで先進医療 <sup>(※5)</sup> を受けたときに 先進医療 <sup>(※5)</sup> の技術費に応じて	—	600万円限度	
総合先進医療 一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる 先進医療を受けたときに保険金(一時金)を お支払いします。	—	10万円	
成人病入院保険金	所定の成人病により入院した場合、 入院初日から1日につき (1回の入院 <sup>(※1)</sup> あたり支払限度日数120日)	—	10,000円	—
成人病手術保険金 <sup>(※2)</sup>	所定の成人病で手術や 放射線治療を受けた場合	—	手術1回につき入院保険金日額の 入院中以外の手術は <b>5倍</b> ・ 入院中の手術は <b>10倍</b>	—
成人病放射線 治療保険金 <sup>(※4)</sup>	—	—	10万円	—
特定疾患保険金	所定の特定疾患により入院した時、 一時金として <sup>(※7)</sup>	—	30万円	—
女性のために	女性入院保険金 (女性医療特約)	所定の疾病(女性疾病等 <sup>(※6)</sup> )により 入院されたとき、入院初日から 1日につき(1回の入院 <sup>(※1)</sup> あたり支払限度日数120日)	—	10,000円
	女性形成治療 保険金 (女性医療特約)	所定の手術をされたとき 手術の種類により  病気やケガにより、所定のはん形形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けた場合	—	20万円・40万円

(※1) [1回の入院]とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
  - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- (※2) 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして<sup>(※8)</sup>2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- (※3) がんに対する開頭・開胸・開腹手術や日本国内で行われた心臓移植等の約款に列挙された所定の手術をいいます。対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

(※4) 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

- (※5) 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- (※6) 対象となる疾病の種類については、一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖尿病等をいいます。
- (※7) 特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている56疾患となります。56疾患については後記「補償の概要等」をご確認ください。
- (※8) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

## 医療補償 保険料表(月払)

●引受対象年齢:満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。(単位:円)

加入年齢	MM2タイプ	MM3タイプ	MW2タイプ
20~24歳	1,680	1,880	2,350
25~29歳	1,770	2,050	2,770
30~34歳	1,830	2,180	2,980
35~39歳	1,960	2,410	2,940
40~44歳	2,200	2,770	3,180
45~49歳	2,810	3,660	4,040
50~54歳	3,620	4,840	5,170
55~59歳	4,900	6,790	7,010
60~64歳	6,820	9,580	9,680
65~69歳	9,220	13,240	13,300
70~74歳	12,410	18,020	18,850
75~79歳	15,510	22,660	24,810
80~84歳	19,130	28,110	30,980
85~89歳	20,010	31,600	34,180

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2024年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

医療補償には、日本大学医学部同窓会の会員およびその配偶者のうち、団体契約の始期日時点(2024年3月1日現在)の年齢が満89歳以下の方がご加入いただけます。会員本人と配偶者が必ずしも同タイプでご加入いただく必要はございません。また配偶者のみのご加入も可能です。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については後記「補償の概要等」をご参照ください。